

情 個 審 答 申 第 5 号
令和8年（2026年）6月5日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年（2026年）2月16日付け、情政策第190号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

令和7年（2025年）10月30日開催の「第4回熊本市政治倫理審査会」において、次回の審査会を非公開とした詳しい経緯の分かる議事録の文書等不開示（不存在）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示（不存在）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和7年（2025年）11月4日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、同年10月30日開催の「第4回熊本市政治倫理審査会」（以下「第4回審査会」という。）において、次回の審査会（以下「第5回審査会」という。）を非公開とした詳しい経緯の分かる議事録の開示請求をした。
- 2 同年11月7日、実施機関は、これに対して、第4回審査会の会議録の不存在を理由とする文書等不開示（不存在）決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同月9日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 議事録の「未完成」を理由にした不開示は、行政文書の定義に反しており違法である。条例第2条における「文書」とは、職員が職務上作成・取得し、当該機関が組織的に用いる文書であり、作成途中・誰かの承認前であっても、行政活動の過程として作成されたものは行政文書に該当する。
- (2) 「次回の令和7年11月25日（第5回）予定の政治倫理審査会において委員の承認後速やかに公表予定」という不開示の理由は、第4回審査会の議事録の実質的な改変を容認するものである。第4回審査会当日の内容こそが本来の議事録であるし、第5回審査会における修正・追記を経た「了承版」は、別個の文書であり、求めたものではない。
- (3) 該当の文書等が「存在しない」との不開示の理由での表現は、実際の記録媒体の存在を否定する虚偽である。録音・速記データが存在し、議事録案が作成されている以上、「不存在」とするのは形式的な逃避であり、情報公開制度の本旨に反する。

- (4) 以上の理由から、本件処分は違法・不当であり、速やかに取り消し、第4回審査会当日の議事録（録音・速記を含む。）の開示を求める。
- (5) 不開示決定通知書で実施機関自らが「会議録は作成中であり、完成後に市ホームページに公表する予定である」と説明する。これはすなわち、本件処分時点において、当該文書は「不存在」ではなく、少なくとも「作成途中の文書として存在していた」ことを実施機関自身が事後的に認めたものであり、当初の「不存在」との処分理由が事実と反する虚偽であったことが、実施機関自身の自白によって客観的に確定したというほかない。
- (6) 「作成中」「将来公表予定」は、条例上の不開示理由に該当しない。したがって、仮に本件文書が「作成中」であったとしても、実施機関が取り得る法的に適法な処分類型は、開示、部分開示、不開示（ただし条例所定理由が必要）のいずれかに限られ、「不存在」という処分類型を選択する余地はない。
- (7) 「サイトで公表する」という説明は、行政処分に該当しない。単なる事象の状況説明ないし将来予定の表明に過ぎない。
- (8) 仮に、実施機関のいう「不存在」「作成中」「将来公表予定」といった説明が、いずれも条例上の「行政処分」に該当しないと評価される場合には、処分未了による不作為が継続している。期限のみを空費させる構造となっている。このような運用が許されるならば、実施機関は、条例が定めた処分期限を事実上無制限に延長できることとなり、情報公開制度そのものが形骸化する。よって、本件については、主位的には本件不開示決定の取消しを求め、予備的には実施機関の不作為状態が継続していることの確認及び適法処分を求める。
- (9) 第4回審査会会議録によると、「次回非公開で会議を持ちたい」との提案に対し「委員了承」という意思決定結果が文字として記録されている。これは単なるメモではなく「会議録の一部」→「会議録はすでに存在していた」ことの直接証拠である。
- (10) 実施機関は、審査請求人が用いた「議事録」という名称の文書は存在しないと主張している。審査請求人が本件で問題としているのは、文書の名称ではない。審査会において、どのような意思決定がなされ、その過程及び内容が記録された文書が存在するか否かという実質そのものである。実施機関自身、「会議録」という名称の文書の存在を前提とした説明を繰り返しており、名称の相違のみを理由として不存在を主張することは、行政庁として余りに稚拙で、実質的な説明とは到底言えない。
- (11) 実施機関は、本件について既に処分を行ったと主張する。しかし、この主張は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき提起された本件審査請求に対する裁決義務の履行とは無関係である。肝心なことは、審査請求に対する裁決が、相当

期間にわたり行われていないという不作為そのものの是正である。仮に実施機関の
いう処分が存在するとしても、それによって裁決不作為が解消されるものではない。

- (12) 第4回審査会会議録で、第5回審査会を非公開で開催することを決めた者の主語
がなく、さらに委員の3分の2以上の同意が得られたことの証明も記録がない。実施
機関は、審査会の非公開運用について、内部的な了承を経た上で、対外的にもその実
施を確定させている。これは、本件審査請求に対する裁決が行われないまま、審査会
の運営が非公開を前提とする形で継続・固定化されつつあることを示すものである。
- (13) 実施機関の再弁明は、行政不服審査法に基づく本件審査請求に対する裁決不作為
の問題に正面から向き合うものではない。実施機関は、形式論や用語論に終始するの
ではなく、同法の趣旨に立ち返り、速やかに本件審査請求について諮問を経過した上
で、裁決を示すべき義務を負っている。
- (14) 本件で問われているのは、文書の名称や存否ではない。審査請求に対する裁決を
行わないまま不作為を継続し、その一方で非公開方針のみを既成事実として進めた
行政運営の適否こそが、根本的に問われるべき問題である。

2 実施機関の主張

- (1) 文書等開示請求書における「開示を求める文書等の件名又は内容」欄の記載は「議
事録」であり、録音・速記データは開示請求対象となっておらず、その存在は本件審
査請求における争点と関係がない。なお、録音・速記データについては、熊本市政治
倫理条例施行規則（平成2年規則第59号）第6条において、「審査会の会議の傍聴
については、熊本市議会傍聴規則（平成8年3月1日制定）の例による。」と規定さ
れており、熊本市議会傍聴規則第11条において、傍聴人の守るべき事項として「議
長の許可なく撮影又は録音をしないこと。」と規定されていることから、原則として、
公開の対象とならない。
- (2) 条例第2条第2号において、文書等の定義については、「実施機関の職員が職務上
作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁
気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を
いう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当
該実施機関が保有しているもの」と規定されている。また、開示請求の対象となる文
書は、当該開示請求があった時点において、実施機関が保有する文書であると解され
ている。
- (3) 本件開示請求に係る文書である議事録は、熊本市政治倫理審査会の委員の承認を
経て、組織的に用いる文書となった時点で速やかに会議録としてホームページに公
表する予定であり、その時点で条例第2条第2号ア「一般に容易に入手できるもの又
は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの」に該当する

こととなる。

- (4) 議事録に係る本市の運用については、熊本地裁令和5年（行ウ）第5号同6年1月22日判決において、「議事録や議事要旨等が、通常、議論の内容を広く共有して、議論の蓄積を図り、将来の検証に備えるほか、議事内容についての誤った指摘や言及がされて混乱が生じることのないように、議事内容を公証する役割を果たすこと等を目的として作成されることからすれば、速記録である議事メモを作成した上で、一定の校正等を経た上で公式の議事録や議事要旨等を完成し公開するという被告の取扱いには合理性があるといえることができる」との判断が示されている。したがって、本件開示請求に係る文書である議事録については、審査請求人が本件開示請求を行った時点において、不存在であることから、本件処分を行ったものである。
- (5) 審査請求人は、議事録の作成過程や録音・速記データの存在等について縷々主張するが、本件処分の理由は、開示請求に係る文書が不存在であることに尽きるのであり、審査請求人の主張は、いずれも本件審査請求の争点となり得ないものであって、その主張に理由はない。
- (6) 条例第7条の「不開示」情報は、文書が存在することが前提である。本件処分は文書が不存在であることを理由とするものであるから、同条の問題ではない。審査請求人の主張は、条例等の解釈、運用を誤ったものであって適当でない。
- (7) 本件処分は、本件文書が不存在であり、条例第2条第2号において規定する「文書等」に該当するものが不存在であることを理由として、熊本市情報公開条例等に規定する書類の様式を定める要綱が定める様式である「文書等不開示決定通知書」によって行われたものであり、何ら違法ではない。
- (8) 本件処分の理由中の「なお」書き以下については、本件開示請求に係る文書である議事録は不存在であるものの、将来において、本市ホームページにおける閲覧が可能となることから、公開予定時期を示すことが丁寧な市民対応であると考え、補足的な説明として付け加えたものである。
- (9) 審査請求人は、本件処分が「処分に該当しない」として、不作為である旨を縷々主張するが、本件処分が処分性を有することは明らかである。
- (10) 本件審査請求の争点と無関係な裁決に係る不作為等について縷々主張するが、本審査請求は、本件処分の取消しを求めるものであり、本件処分の違法性又は不当性が争点である。
- (11) 審査請求人は、何らかの文書が存在することを前提としているようであるが、不存在であることから不開示とした第4回審査会（令和7年（2025年）10月30日開催）の会議録は、文書等不開示決定通知書を発出した同年11月7日時点において、担当レベルで素案の作成にすら取り掛かっておらず、したがって、委員の承認を得る対象としても何ら物理的に存在していなかったものである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、第4回審査会において、第5回審査会を非公開とした詳しい経緯の分かる議事録である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書等について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 文書の特定について

本件開示請求に対して、実施機関は、第4回審査会の会議録を対象文書等として特定し、不開示決定を行った。これに対し、審査請求人は、会議録の他に録音・速記データが存在するのでこれを開示すべきと主張する。

この点、本件開示請求書の「開示を求める文書等の件名又は内容」の欄には、非公開と議決した詳しい経緯の分かる「議事録」と記載され、録音・速記データ等を求める旨の記載はなく、その他議事録以外の文書を求めているものと解すべき事情も認められない。

よって、本件開示請求を受けた実施機関としては「議事録」のみを特定すれば足り、その他の文書等を特定する必要はないと考えるのが妥当である。

したがって、議事録としての会議録のみを本件開示請求に対する文書等として特定した実施機関の判断は妥当である。

(2) 本件文書の不存在について

開示請求の対象は、開示請求時点において実施機関が保有している文書等であるところ、実施機関によると、第4回審査会（令和7年（2025年）10月30日開催）の会議録は、開示請求書を受領した時点においては作成に着手すらしておらず、物理的に存在していなかったとのことである。開示請求を受けたのが第4回審査会開催からわずか5日後の同年11月4日であること、会議録は第5回審議会（同月25日開催）において承認を受けた後に公開される予定であったこと、第5回審査会の開催まで約1月もの期間があり、第4回審査会終了後直ちに会議録の作成に着手すべき必要に迫られてはいなかったことに鑑みると、この実施機関の主張には不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情もない。

(3) 以上より、実施機関の行った本件処分は、妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 8 年（2026 年） 2 月 1 6 日	熊本市長から諮問（令和 8 年（2026 年）2 月 1 6 日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和 8 年（2026 年） 4 月 2 4 日	口頭意見陳述の取扱いに係る審議を行った。 諮問の審議を行った。
令和 8 年（2026 年） 5 月 8 日	審査請求人の口頭意見陳述を行った。 諮問の審議を行った。
令和 8 年（2026 年） 5 月 2 2 日	答申案の審議を行った。
令和 8 年（2026 年） 6 月 5 日	答申案の審議を行った。